

いの人権擁護に関する事例、すなわち人権擁護に関する事例を出してもらいたい。この資料を要求するのは、結局こういう人権擁護という事例が警察権力を持った人々によつて、どういふぐあいになされておるかという事例を見たいわけだ。

それから昭和二十六年ごろからの国警本部から各国家地方警察本部に対する示達及び各県の国警隊長の会議における長官の訓示というか、そういうものの議事録を出してもらいたいと思ふ。なか／＼ごめんどうなお仕事でしようけれども、この点をひとつ努力願いたい、かようにお願いいたします。

○斎藤(昇)政府委員 ただいまの参考資料はできるだけすみやかにお出しをいたしたいと考えます。人権擁護に関する調べる人権擁護局との間に調べたものがございまして、それを出したいと思ひます。

○北山委員 この前国警長官に、国警本部の方から都道府県の警察の方に会議その他文書等によつて指示、訓示あるいは注意をしたというような記録がございましてと思ひますが、それをひとつ資料として提出をいただきたい、こういうことをお願いしておいたのです、できておるでしょうか。

○斎藤(昇)政府委員 ただいま西村委員から御要求になりましたものと同じだと考えております。先般北山委員から御要求がありました、ただいま調製中でございまして、でき次第お届けいたします。

○中井委員長 それではこれより同案に対する質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、順次これを許

します。床次君。

○床次委員 この機会に国警長官に伺いたいのでありますが、警察事務の中には、国家警察事務と一般警察事務と二つの分野があることはすでに明らかでありまして、現在の国家地方警察におきまして、国家警察事務に従事しておる者と、一般警察事務に従事しておる者の人員の割合がどれくらいになつておるかというのを承りたい。なおこの問題は、一般自治体警察におきましても、やはり両方の事務を若干の割合において取扱つておられますが、これを担当しておる職員が大体どんなふうな数字でもつて、両方の事務を取扱つておるかというのを承りたいのであります。あるいは同一人が全部総合してかねておるといふこともあるかと思ひますが、この事務の取扱ひ方に対して、現在はいかにように国警、自治警においてそれ／＼指導しておられるか、この機会にお伺ひしたい。

○斎藤(昇)政府委員 ただいまの警察の事務の中で国家的な事務と、それから一般地方的な事務の大体両様の性格を持つておるであろうといふことは、床次委員がおつしやいます通りでございます。しかしながらこの区別は何と申しますか、種類別で考えようかというわけにはなか／＼参りませんのです。従つて前にもよく申し上げておきますように、同じ系統の犯罪あるいは殺人罪、こう申し系統、その殺人の態様あるいは対象、そのやり方等によつて、国家的に非常に関心を持たなければならぬ、そういうもの、またそれは国としてはそう関心を持たないで、これは地方的な問題だ、こう考えられるものもあるわけでありまして、従つ

て国家的な犯罪あるいは国家的な事項というものが、種類別にはなか／＼はつきりいたしませんので、そういう意味から申しまして、一体国家的な事務に従事しておる者と、地方的な事務に従事しておる者との区別はつきがたに思つておるのでございます。だから一般的に集团的な暴力行為であるとか、あるいは騒擾にわたるような行為であるとか、あるいは犯罪にいたしましても密貿易とか密入国あるいはその他一般刑法以外の法律で定められた犯罪とかいふぐあいに、わけられぬことではないかと存じますが、それにいたしましても、厳格な意味で全部これは国家的にどうしても見なければならぬ事務であるか、地方的にまかしていいものかどうかといふと、殺人罪で申しましたように、そういったものの中におきましてもこれは地方的に処理されていいのじやないかといふものもありまして、従つてそれに従事する者の割合といふものは、ちよつと見当がつかないと思ひます。しかつと見当がつかないか、かように考えております。

○床次委員 割合はわからぬとおつしやいますが、あるいは担当すべき人がわかれておるかどうかといふことを伺ひたい。

○斎藤(昇)政府委員 担当いたします者はわかれておりません。

○床次委員 ただいまの問題は、国家的犯罪あるいは国家的事務の言葉の内容によつて、解釈はいろいろ違ふと思ひます。同じ殺人にいたしましても国家的見地において調査すべきものと、そうでないものとがあるというお話でありましたが、しかしもしばら特に国家的殺人と

して考慮しなければならぬのは、今度の規定で申しましたならば、第五条の二項の三の「左に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営」といふものが国家的犯罪の中心をなすものではないかといふ気がするのであります。その事務に對して今日までいかにうな取扱いをしておられたか伺ひたいのであります。なおこの問題は国家地方警察に限らず、公安委員会の方におきましてもいかにうなやつておられるか、あわせて御意見を伺ひたい。先ほどの質問とあわせて自治体の方の御意見があらますれば承りたい。

○斎藤(昇)政府委員 この五条の二項の三号に掲げる事務でございしますが、この仕事につきましてもたとへば「大規模な災害に係る事案」とございしますが、これは大規模な災害に係る事案は、特定はしてないのでございします。また「口内騒擾に係る事案」であつて、国の公安にかかわると申しますもの、やはり同様でございまして、大体それが事いやくも災害関係あるいは騒擾にかかわる、それが国の公安にかかわるかかわらぬとにかかわらず、口内騒擾を見まして、それに従事する者というものは、これは大体わかるだろうと存じますが、われ／＼の方といたしますと、イ、ロは大きく申しますと警備関係といふことに相なると思ひます。ただ、こういつた事態が起りました際に、現在の警備関係の者だけで処理ができるかといふと、そうじやありませんので、場合によれば全警察が不斷の警備あるいは鑑識あるいは防犯といったようなものにかかわらなければならぬといふことになりまして、そうい

う意味で、ちよつと何割という割合は考え得られないと思ひます。ただイ、ロに関する警備の機関だけの職員はどのくらいかといふのであれば、あるいはそれは警備部所屬の者だけをあげましたらならうかと考えます。この数は私ちよつと存じておりませんので、警備関係がもし御必要でございしましたらば、警備関係だけの数字を後刻御提出申し上げます。

○中井委員長 京都市警察本部長小川銀君。

○小川参考人 ただいまの御質問に對しまして自治体側の意見を申し上げますれば、国警長官が言われたことと、ほとんど軌を一にいたすのであります。が、特に自治体側はいけい国家治安事務、地方治安事務という截然たる区別はないのであります。地方の治安を維持する上においてその事案が形式上大きいか、實質上深いかといふたようない／＼な観点から考えられる場合があると思ひますけれども、地方の自治体中心に考えます事案につきまして、これ／＼が国家治安であり、これ／＼が地方治安だと截然と区別して、その事務担当を持たしておるというところではございせん。非常に縦横関係がございします。ただ、ただいま国警長官が言われましたように、もし今回の警察法が示しているような事案を、どこで担当しておるかと思ひますと、警備関係部局だ、こう申し上げまされども、これも治安上非常に縦横関係があるもので、そこで全部やつておるとは申されぬ、かように思ひます。

○床次委員 この問題につきましては過般同僚議員から大義國務大臣にも質

疑があつたのでありますが、国家的犯罪に關しまして、大体FBI的のものについて事務のあるとを答弁しておられるのであります。国家地方警察は非常にその要素が多いという事を考へて處理しておられるのであります。が、今日の各種の治安問題におきまして、きわめて当局として戒心しなければならぬのは、特に専門的な見地におきまして、各府県あるいは小さい区域を越えた広い範囲におきまして、国家的治安を考慮しなければならぬ。この犯罪国家的犯罪が少くないのだ。こういう犯罪を取扱います場合、一般事務と同じようにこれを處理しておつて、はたして国家治安に対して十分な対策を講ずることが出来るか、この点を私も非常に懸念をしておるのであります。政府におきまして地方管区の設置の必要を説かれるのも、実はそういう特殊なことに對する連絡調整という事を、強く考へておられたのではないかと想つたのであります。ただいまの御答弁によりまして、その点はきわめて一般的に取扱われておるのであります。そうするならば特殊な連絡調整というものはいらぬ、必要でないのではないかと、むしろ一般的連絡調整だけでいいのではないかと想われるのであります。この点に對して長官の御意見を伺いた

地方警察あるいは自治体警察を廢止して、府県の警察にすると申しますのも、やはりその観点からであります。大臣もたび／＼申しておられます。最近の治安対象というものは、非常に区域が廣くなつた。それに即応できるような警察の組織でなければ、大臣の言葉を借りて申しますと、国民がまぐらを高うして眠ることがなかなか困難だ。さういふ見地から府県一本ということにいたしましたのであります。従つて府県の区域内におきましては、府県警察が一元的に行いますから、その点は能率面その他の面から考へましても、きわめてよくなると考へます。そこで府県をまたがる場合の犯罪、これも非常に重要であります。このたびのやうな制度であれば、そういう犯罪の個々の事件の指示については、中央から法律をもつて指揮監督をするという形でなくとも、連絡調整で大体行けるのではないかと。ただイ、ロにつきましては、これは特に重大でありますから、個々の場合において指揮はいたします。いわゆる法律の裏づけを持つた指揮はいたしますが、さうでない場合においては、やはり各府県の自主性というものを認めまして、その間は連絡調整という程度で足り得るのではないだろうか。これをあまり廣く、国家的事案についてすべて指揮ができるということになります。と、あるいは行き過ぎるおそれもありはしないかということ、昨年提案いたしましたものの、ちやうど第五條第三項に該当いたしますイ、ロのほかにハがありましたのは、そういう趣旨でございます。

○床次委員 ただいまの御答弁によりまして、今後の新しい中央警察機構にありましては、ほとんどあらゆる問題に關しまして地方の府県警察に對して、指揮監督ができることになつておる。ささいなことは連絡調整でやる。しかしさらにささいなことは放任しておくという程度になりまして、いわゆる自治という範囲におきまして警察事務を處理するという事は、きわめて卑近な問題だけになるのではないかと。いわばささいな問題だけでありまして、それ以外のものはほとんど全部国警において指揮あるいは、調整するということになる。警察機構が事實上におきまして、中央から地方まで完全に中央の統制に服するという結果になるのではないかと考へるのであります。形式上から見ますと国家的事件のみ中央が地方に對して指揮する。それ以外のことは地方の自治にまかすというふうに見えるのであります。實際上におきましてそういう區別は全然ない。中央が地方まで全部権限を行使し得るところの体制になつてゐるのではないかと。地方自治の保障というものはたしてできるかどうかという点について、疑いなきを得ないのであります。この点に關してお伺ひいたします。

○斎藤（警）政府委員 ここで調整によつて何もかもできるじやないか、こういう御意見であります。一応ごもつとものようにも存じますが、しかし調整と申しますのは、あくまでも各府県が自由にやりますものを、一定の目的に沿うために必要な最小限度の規制をするという趣旨でございます。その場合、地方の実情に合わないというやうな場合には、都道府県の公安委員会によつて、それが是正をせられることはもちろんだと思つております。さらにお考へをいただきたいと存じますのは、都道府県で予算を持つてでありまして、国の予算といたしましては、国家的犯罪捜査に要する予算でありまして、通信、教養あるいは設備等の予算だけでありまして、一般的犯罪につきましても、都道府県それ自体が予算を組まれるわけなのであります。警察活動をいたしますためには、どういたしても金がないという場合におきましては、中央から調整をする、規制をするを申しまして、おのずから限度があるわけでありまして、お互いに連絡を保つて、そうして必要最小限度の調整でありますから、従ひまして、現在たとえば国家的な犯罪でありますならば、全部国の予算でやつております。府県に公安委員会がありまして、全部国費支出でありますから、従つてたゞいま仰せになるように、こうやりたい、ああやりたいと思へば、予算の面からも相当やれるわけでありまして、今度は予算がさういふことになりまして、私は府県には相当自主性あるいは自治性というものが大きく認められて来るのではないかと、かように思ひます。

○床次委員 予算を通じての自主性の確保ということについて、非常に強調しておられるのであります。予算は一年一回の予算でもつて原則としてその大部分がきまるのであります。憂慮せられることは、個々の警察権の行使について、行き過ぎがないかという点とで、それに対する防波堤がある程度まで設けるといふことに、自治体警察の妙味があるのだと思ふ。この点に關しまして、現在の制度と政府の企圖しておりますところの制度との間の相違を見て参りますと、住民の警察権に關する関与という部分が非常に少なくなつて来ておる。ただいま長官のお話によりますと、国家地方警察は今日まで政府の費用で行つて参つた。何ら住民が關与しておられない。今後府県の予算に關しては、現任の自治体警察といふものを考へました場合には、警察官の人員の六割は住民の監視に服しておる。なお住民の立場から申しますと、人口の四割は自治体警察に關連を持つておつたという過去の事実から見ても、今後新しい制度において、府県の議會において予算を通じて監視するといふ以外にないと思ひます。住民のい

わゆる自治警察を確保するという点におきましては、ほとんど数字にならないほどで、實質的の差が生ずるのではないかと考へておられます。この点に關して長官の考へておられますことは、府県の議會の予算の監督ということとを、いささか過大に考へられておる過ぎるのではないかと考へておるものであります。この点に關して御意見を伺ひたい。

○斎藤（警）政府委員 なるほどおつしやいますように、自治体警察の方面から見ますと、地方住民の關与というものが今度では少く相なります。少くとも警察本部長の任免権といふものにつきましては、あとでこの本部長はいけな

ますと、自治体警察の面は住民関与と

うに思っています。

いう面が少くなる。かように考えます。国家地方警察の面から申しますと、先ほど申しておりますように、住民関与の面が今まで全然なかつたのが非常に広くなつた。ことに警察本部長の任免も大事でございますが、地方の警察本部の部長あるいは警察署長の任免ということも、地方住民にとつてはまた非常に大事である。今回の制度におきましては、本部の部長あるいは警察署長、その他すべての府県警察職員にの任免につきましては、国家公安委員会並びに都道府県公安委員会の意見を聞いて行つた。意見を聞くという点でも、管理者の意見でありますから、その管理からいけなさいといわれたら、そういう任命はできないわけでありまして、そういう意味から申しますと、人事権に對しましては住民関与というものが非常に広まつたといふように考えなければなりません。経費の面から申しますと、都道府県警察の経費の三分の二あるいは四分の三が都道府県の費用に相なります。従いまして今の自治体、国家地方警察両方合せて割つたという程度にはならぬと考へております。これをそれよりも多く見るか、少く見るか、いろいろの見方はあるかと思ひますが、私はこういう機構を動かしますについては、やはり予算というものが非常に大きく物をいいますので、そういう面から申しますと、今後の都道府県警察は、四分の一、かあるいは三分の一までの間の費用で、あとは地方の費用に相なります。そういう面から参りますと、寄せて二で割つたものよりも、警察全体としては自治性が強くなるのじやないかという感じもしないではない、かよ

うに思っています。

○床次委員 警察の自主性確保に關する見方において、多少意見の相違があるようでありまして、当初にお尋ねいたしたのであります。国家警察と稱して、実はこれがあらゆる面にわたつておののが長官の御意見であります。かかる状態でありまして、国家警察の事務という名前のものと、万一中央から指令が出ます場合は、警察長はもろろん国家の人事に従つておるのであります。警察長が指令をいたしまして、警察活動を開始します場合におきましては、一般住民の側、すなわちその代表でありますところの国家公安委員会におきましては、容易にこれに對して自治を守ることができない状態になるのではないかと。当初にお尋ねいたしましたのが、もしも特定の事務が非常にはつきりして、どういふ職員だけが国家事務を扱つかつたといふことになりまして、この点の監視はきつめて容易であります。自治警察を守るということは比較的やりやすいのであります。お話をうな機構になりまして、公安委員会がほとんど関与し得ないことになるのであります。これが非常に増加して参りますと、おのずから自治体警察と申しますか、警察自治の保障というものが薄くなるというのを懸念しておるのであります。この点府県議會によつて予算が監視されるところと、これを通過する自治的な保障、これももちろん無力とは存じませんが、しかし他においてより一層警察の自治を破壊する面がある。私は自治体警察が全部とは申しておりません。国家的事務があることをもろろん考へて

おるのであります。しかし警察の自主性と申しますか、自治体警察のよいところが、従前と比べますと相当優さ

れるところがある。この点を懸念しておるのであります。この点いかに調整せられるか、重ねて伺ひたいと思ひます。○斎藤(昇)政府委員 観念的に考へてみますと、ただいま床次委員のおつしやるようなことも考へられないことではない、かように思ひます。しかしこの制度が實際動いた場合に、どう動くかと考へてみますと、やはり任免は中央からされますけれども、先ほど申しますように、府県の公安委員会から、これはだめだ、かえてくれといふことになれば、すぐかえられて、日常の仕事は公安委員会あるいは府縣議會を通じて住民から監視をされておる。予算は年に一回とおつしやいますが、とにかくそうならば府縣議會の中にも治安委員会というものが設けられまして、この今の行き方は行き過ぎじやないか、これはどうじやないかといふことを絶えず監視、監督を受ける。第一線の仕事というものは、地方住民に密接な關係を持ちますから、従つて住民の代表である都道府縣議會、あるいは知事によつて都道府縣議會の同意を得て任命されておる公安委員会というものの監視というものは、非常に強いと思ひます。中央におきましては、大きな筋道においては、治安の情勢はこう、これについてはこういう点を注意してほしいといふことを申します。治安の警察業務につきましては、遠くから見るとありますから、實際よくわかりません。従つて實際問題として

しては、府県の本部長といふものは、その地方の事情にマッチするように、ど

うしても動かざるを得ないのであります。さういふ意味から申しまして、警察の国家性を確保するといふ意味において、この程度の制度のささげがなければ、むしろ地方の利害に、場合によつてとられ過ぎるというおそれがあります。中央の政治的な勢力に左右されてもいけませんし、また地方の政治的な勢力に左右されてもいけません。もつぱらそういう面からは中立性を保つて、地方住民の公共の福祉といふことを念頭においてやらなければならぬ職責のものだと考へますので、そういう面からいまして、中央の国家公安委員会有るいは警察庁長官といふものは、政治から中立性を保つという機構に相なつておる。また地方も府縣の公安委員会、それから中央のしかるべきコントロール両方によつてそれが保てるといふ考へ方によつて、本案を提出いたしておる次第であります。地方の事情になじみ過ぎるといふのは、私は實際の運営においては当然そうなつて行くのじやないだろうか、こう思ふのであります。○中井委員長 それでは午後一時半から再開することにして、それまで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時四十分開議

○中井委員長 午前中に引続き開会いたします。大矢君。

番重要な点は長の任免権が政府にある

かないかといふことで、それについて公安委員を非常に重要視しているといふことは、説明また大臣の答弁によつても、しばしばお聞きしたところでありまして、ところが最近私はこういうことを聞きまして、知つておられるかどうか。知つてなかつたらだちに調査してもらいたい。兵庫縣に多木という公安委員がある。

○委員長退席、藤尾委員長代理着席

その人を——御承知の通りこれは知事が県會に推薦して、県會の承認を得て最終決定するのでありますから、この知事の再選の推薦によつて多木氏を再度推薦することをやめてもらいたいといふことを、國警本部から岩田知事の女婿勝田という人——あなたの方におられる監視が監視正か知らぬが、その人を通じて、多木氏を推薦しないようにといふことを言つて来た。一体公安委員にまで、どうしてそういうことをするの。これはまつたにないことを私は聞いたのではない。従つてもし藤さんが知つていられるならば、ここでお答え願ひ、もし知つていられたら正か知らぬが、それは岸田君の女婿なんです、その人を通じて多木君を今度推薦してもらつては困るということ言つておるのですから、ぜひ調べてもらいたい。もしここでわかつていふならば、そういうことがあつたとかないとか、あつたらどうするかといふことを、この機会に伺ひたい。これは重要なことであります。こういうことをいくら法律できめても、こんなことを除でこそ、やられては、

公安委員もくそもあつたものではない。この機会にそういうことをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○斎藤(昇)政府委員 兵庫県の知事の女婦に勝田という警視がおります。私よく存じております。ただ兵庫県の公安委員の多木さんを再任命しないようにというのを、勝田君がお父さんに言つたという事は、私も多木さんとしては想像もし得られない。私は多木さんをずっと前から非常によく存じておりまして、非常にりつぱない方だと思つております。親子の間でどんな話をしたか私は知りませんが、それはおそろく何かの間違ひではなからうか、かように考えます。従ひまして私は勝田君あるいは兵庫県の知事にも問ひ合せてお答えをいたしたいと思ひます。

○大矢委員 得てしてあり得ないことがよくあるのです。それで勝田さんがそういうことを言つたということもわからない、こういうことですから、帰られたらすぐそういうことを事実があつたかつかつたかというのを調べられて、ぜひこの次の委員会のときに明らかにしていただきたいと思ひます。

○西村(力)委員 前々から警察がスパイのようなことをやつたり、さまざまの行き過ぎをやつてゐることに付いてお尋ねしておつたわけなんです、そのことについて、親戚であるからちよつと話したのだらうとか、駐在巡査が来たのだらう、あるいはためにせんとする逆宣伝であらう、こういうように国警側は答弁せられておるのであります、

が、たま／＼週刊朝日を見ますと、静岡県警の国警隊長が、抗議を申し込んだ

人々に對してこういうことを言われておる。山いもを掘るとき、折つたり傷つたりしない、いもだけを掘りよれば一番いいのだが、それはむずかしい。だからまわりの土を掘る。今度の場合、皆さんはその土だ。ねらいは一部に在る特定分子だ。こういうことを答弁してゐるのですが、国警側の立場というものは、この言葉によつて表現されてゐる通りであるかどうか。これは能率主義を最上のものとして追求して行けば、極度にその歩を進められ

て、その極限であつたのは戦前あるいは戦時中の警察行政であつた、こう思ふのです。だから今の警察法改正はこれらもうこういう極端な警察に行く危険性を持つてゐる、というよりもむしろ必然性を持つてゐるのではないか、私たちはそう考へざるを得ない。それでこういうぐあひに行くことは、われわれとしては絶対にこれを避けなければならぬ。いかに警察権力であらうと、無辜の民を一人でもいじめてはならないという事は、はつきりしていることなのでございます。こういう発言をなさる国警の取締りの根本方針というものは、私も容認できないと思ふ。しかもそういう立場でそのほかの国警の人がいるかどうかしらぬが、全国的にこういう事例が頻発してゐるという状況にございますので、その点に對する国警長官としての御見解をひとつお聞かせ願ひたい。

○斎藤(昇)政府委員 ただいま週刊朝日をお読み上げになりました。私はその週刊朝日にだれが申しておりましたか、まだ見ておりませんが、そういう考へ方はよろしくないと思つております。この委員会また他の委員会等で

も申し述べておりますように、われわれ治安維持の責任上、いろ／＼の情勢を知つてゐる必要はもちろんあります、しかしそれが他人の迷惑になつたり、あるいは御本人の迷惑になつたりするやうな方法で知ることとはよろしくない、そういうことであつてはならない。それは直接権限を持つてど

うしたということではないと思ひますけれども、お話を聞いて、それで言ひたくない人は言わないでいいというわけでありまして、警察権でどうしたという問題ではありませんが、警察官がそういうことで——何というか、それでなくても何か警察に調べられてい

るらしいとか、あるいは内偵されてい

ないようになつて注意しなければいけないということ、十分注意いたしてゐるの

であります。従ひましてただいまお説

きになつたように、わかれ／＼の情勢

つておるか、これは法務大臣に質問した方がいゝと思ふのですが、国警のこ

ういふ指令が出て来る、そのことに關連して、基本的人権と公共の福祉に對する考へ方を、国警の基本的な立場として、はつきりした解釈を立てなければならぬ、それが弱まつてゐるから

やはりこういうことに行くんじやないか、こう私は思はざるを得ない。その点についての御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

とは、ふだんそういうことについて何ら問題が起つていない。話をすれば非常に気持よく話をしてくださるというような間柄で、いろいろなどを聞き合うということ、ただ教員の会合がどこ

す。それをしも日常茶飯時のことだというくあいに言われるかどうか。この件に対してはどういう調査と、どういう結論を持つていらつしやるか、お聞かせを願いたいと思うのです。

○斎藤(昇)政府委員 青森県の作文の問題でございますか。

○西村（力）委員　そうく。

○斎藤(昇)政務委員 この問題はこういうふうな報告を受けております。ある農家に高校二年生か三年生の女の子がおられまして、農繁期に稲を刈つておる。そこへ朝鮮の人が来て手伝つてやろうと言つた。前にも手伝つてやろうと言つた。うとその家へ来たことがあるのです。が、兄さんはこれを断つた。ところが女の子がたんはで稲刈りをしていると、ここに來て手伝つてやろうと言つた。

福祉と人権の尊重という点であります
が、私は人権はどこまでも尊重されな
ければならないと思います。法律その
他で規定されている場合以外におい
ては、人権はいかなる形においても侵
さるべきものではない、こう考えてお
ります。

そして、その後にその女の子のつくつた
作文というのが、共産党の機関紙ある
いは朝鮮の団体の機関紙等に作文と
して掲載された。その子供は二月も学
校を休んでいる、学校を休んでいる間
に優秀な作文を書いてそれが出た。そ
れがその隣近所ですごく非常におう
わきまをうけた。

○面村(力)委員　一市民というような立場で、軽い意味で国警がいろ／＼な調査をするということとは、ことさらに現在問題になつてゐる政治活動制限の法律云々でもつて表面化してゐるだけだということでございますが、それならば青森県に起きた例は一体どういうぐあいにお考えになるか、あの例は子供を一人だけ呼びつけてやつた、氏名を明かさずに教員室に行つて、一教員をそこに連れて来ている／＼調査したというようなことになつておる、これなんかはそんな日常茶飯時の問題とは全然違ふ、こういうことになるわけで

になつた。あの子は休んでゐるのになんな作文を書いて、そうして機関紙に載つてゐる、そうして兄さんはその朝鮮人の手伝いを断つていたので、妹の方が手伝いを受けたというので、いなかとしては一つの話題であつたのですね。そこで警察官がこういううわさがあるがどうなんですかということをし、学校の先生に聞いたというのが真相でありまして、その女の子を呼びつけてそんな作文を書いたのはいかぬとか、あるいはどうだとかいうような事実は全然ありません。そういう次第でございます。

○西村(力)委員 それは私の党の淡谷君が実情を調査しておりますが、今の答弁とは全然違う。子供はちやんと呼びつけられて調べられているし、学校に行つたときにはその警官は氏名を明かさないのでやつてゐるが、教員側においては、狭い警察であるからその顔ぶれがだれかということがわかつてゐる、こういうことになつてゐる。そのところはつきりこれから調査をして、国警側が調査をした結果は何もない、何事もないんだという報告をいたすことが、いかにうそに満ちてゐるかということをはつきりさせなければならぬと私は思うのです。現実にはそこに行つて調査した資料がわれ／＼の方にあるのです。

ところで先ほ

ましたが、教員の活動に対する広汎な調査というものが、国警側だけで行われておる。これは週間朝日には六つとか載つておりますけれども、報告を全部とつてみますと、そんなところじやなつてい、すばらしいものだ。ところがこれが一切国警側だけで行われている、自警側の動きがちつとも出ていない。これは故意に隠しているのも何でもなはい、そういうふうになつてゐるのです、そこに自警側と国警側というものの取締りというか、何が違つて来ておるわけなのですが、何かそこに、静岡の国警隊長が言つたような表現で、基礎づけられてゐる考え方と違ふ国警側の治安対策というか、そういうものがあるのか、これは出ていないといふ現実から何かあるのではないかといふようなことも考えられる、そういうことに対する基本的な考え方といひますか、これを簡単にお話願いたいと思ひ

○斎藤(昇)政府委員　先ほど青森の問題は本人には聞かなかつたと私申し上げましたが、報告によりますと、受持の先生に聞いたところが、何なら本人に聞いたらどうですか、こう言われたので、五分間ばかり本人に作文の内容にある朝鮮人のことを聞いたということになっております。

それからだいまこういったものが最近新聞紙上に載つておるのは國警ばかりだとおつしやいますが、われ／＼が新聞紙上で見ましたもの等に関しては、國家地方警察の地域内だけではございませぬ。自治体警察の中にも相当あるわけなのです。自治体警察の方につきましてはやはり調査の御報告をいただいておりますが、大体私が今まで申し上げておつたような事例が多いのとかでございます。何新聞に出ておるとかやなんとかいうことは申し上げませんけれども、相當自治体警察の区域内にも同様のことがあつたわけです。

○西村(力)委員 それでは私の言った前提が事実その通りだと認めているわけですから、自治体側の答弁は求めないことにします。

次に、われ／＼の委員会の審議はこれまで数回やつたわけですが、この前までは齊藤國警長官がこつちにすわられて、犬養法務大臣がそつちにすわられた。ところがきょうはかわつておるようになります。こういふところに大事なところがあるのではないかと私は思います。そこに警察が政党内にあるいは政治に利用されない、左右されない基本的なものがあるのじやないか。ところが今度は、この法案もだん／＼通りそうになったから、席を

譲つて下にいるというぐあいになつて
いるのかどうか、この前までは一番こ
ちらにすわられたが、きょうは一席下
げられたという法律的な、あるいは心
理的な関係を、ひとつお聞かせ願いた
いと思います。

○斎藤(男)政岡委員　はつきり申し上げます。私は大臣の右にすわつておつたこともあつたわけでございます。委員長には私は釈明をいたしておきましたが、他の方がごらんになつたら、あいつは大臣の右にすわつておるということを非常にお感じになるだろうと私は思つておりました。非常にいい機会でありまして、大臣は実は左の耳が聞えない、右の耳しか聞えないから、君こちらへすわつてくれ、こういうことでしたので、実は私は大臣の右にすわつていつも非常に苦痛に思つているのですが、しかたなしにそういうふうにいたしております。その点はこの機会に申し上げておきます。どうか御了承をお願いしたいと思います。

○瀧尾委員長代理 北山愛郎君

○北山委員長　大臣がおいでになつてお
りませんが、二、三お伺いいたしま
す。

先ほどあるいはこの前の委員会等
でも、このような思想調査の問題、ある
いは地方の警察の行き過ぎといいま
すか、そういうような事例についての質
疑がございまして、そうして齋藤国警
長官あるいは法務大臣もそうござい
ますが、よくこれはそういうことのな
いように注意をしたということを言つ
ておられる。私は実は非常に奇妙に思
うのです。今の警察法——まだ改正に
なつておりませんから、現行の警察法
のもとでは、警察の活動ないし執行と

いうものは、国家地方警察の場合でも都道府県の公安委員会にあるべきはずだと思ふ。国家公安委員会というのはいわゆる行政管理の面で担当してゐるのであつて、その範囲内に長官の権限があるはずなんです。ただいまの思想調査のいろ／＼な報告などをおとりになつておるといふことも、またその行き過ぎについてよく注意をして、そうさせないようにするといふようなことを言われておる法律上の根拠を、ここで明らかにしてもらいたい。

○斎藤(男)政府委員 私の方は、一つは警察官の教養だと思つております。何か行き過ぎをやつたのは、公安委員会あるいは検察庁の命令でやつたといふのではなくて、日常の警察官の教養問題だと私は思つております。ある事件についての鎮圧の仕方が悪かつた、あるいは捜査の方法が悪かつたといふような点につきましては、これは運営そのものもございましょう。しかしその場合に於いてもやはり警察官の日常の教養、しつけといふものが非常に大きく影響します。そういう意味から、一般的な教養問題として、こういうものを気のついたことは話をいたしておきます。警察官の士気の問題あるいは何というか官紀の問題、綱紀の問題といふようなことと、警察官の職務執行とは密接不可分でありまして、国会等で問題になりますもの多きは、そういう綱紀の問題、日ごろのしつけの問題、教養の問題がそういう結果になつております。従いましてそういう際には、われ／＼の日ごろの教養が、まだ徹底していないといふことを反省しながら、こういう問題がある、こういうことを言われる。だから気を

つけてくれといふことを言うわけでありませう。

○西村(力)委員 関連ですが、教養問題といふと、個人の問題になります。ところが実際静岡県ではどういふ事例があるかと言つたら、警備主任が調査を全部集めて、かく／＼のことをやれと訓令を出しているといふことが事実その通り判明してゐるわけなのでございましょう。これは向うで認めておる。そうして今度はその事件を追究されたところが、けつをまくつて調査して何が悪いといふことを言つておる。これは個人的な教養の問題ではなくて、一つの方針の問題なんです。そういう答弁をせられても、これは納得できない。

○斎藤(男)政府委員 私どももいたしましては、そういう調査をするようにといふような指示はもちろん全然出しておりません。そこでそういう具体的な問題が起りました場合に、あるいは署長の指示に基く、あるいは警察官個々の日ごろのあれでやるといふような場合に、それが適當であるか適當でないかといふことは、公安委員会あるいは警察隊長が監督をいたしているわけなんです。従つてそこに良識的な判断による公安委員の管理といふものがあるわけですから、一応その良識ある公安委員の管理をわれ／＼は信頼をいたしておるわけなんです。報告を受けただけで、そしてこの報告はうそかほんとうか、実際はこれから自分たちが出て行つて丹念に調べなければならぬわけですから、一応隊長あるいは公安委員会と適宜に相談をして、そしてこの事件については別に警察として行き過ぎでもない、思想調査をや

つておるのではないという判断に基いて報告されておられますれば、私の方ではこういう報告を受けておりますといふことを御説明する以外にはないわけでありませう。

○北山委員 長官の答弁では、教養の問題として、やはり行政管理の範囲内であるといふような答弁でございませう。私は今の教養の定義、仕事の範囲をどん／＼広げて行けば、すべての仕事のやり方に及ぶわけなんです。あるいは人事についても、その解釈をどん／＼拡大して行けば、すべての警察執行活動の範囲まで及ぶのじゃないか、そういうことをどの程度に国警長官がその法律を解釈されて、そして執行したかどうかといふことは、これは長官の教養の問題だと私は思うのです。それでこれがあるがために、私は先ほど申し上げたようにどういふような訓示、指示あるいは注意事項を国家地方警察に出してゐるか、そういうものを具体的に知りたかつたわけでありませう。従つてそれは資料を見た上で、またさらに質問をしたいと思ひます。

それならば、先だつての予算委員会でも、法務大臣からやはり嚴重に注意をして、そういうことをさせないようになつておられますが、こういう答弁があつたわけでありませう。法務大臣は一体どういふ法律上の根拠をもつて、地方の警察官等の行き過ぎをやめさせることができるか、これもあわせて参考にお伺いしておきます。

○斎藤(男)政府委員 法務大臣とされましては、政治的、社会的に考へて当然の常識だ、従つて、政府としてはそういうものが言へば、その常識に従つて警察もそうやつてくれるだろうといふことだと思ひます。先ほど申しましたように、われ／＼も民主警察のあり方という点から当然のことだと思つて、教養として注意をし、連絡をいたしておるのでありますが、大臣におかれても同様であつて、法律上の権限で言われるという点は何もございませう。従いましてこれに反する場合には、法務大臣としては今の制度では何の処置もできません。また私の方が国家地方警察の府県の方にそういうことを注意する。それを聞かないで積極的な思想調査をやるといふようなことがあつた場合にどうするかといふことですが、これは府県の公安委員会がそれでいいのだという判断であれば、いたし方がございませう。しかし公安委員会もそれはいいかぬ、われ／＼が教養の面からいけば、こう言つてゐるものをもしやらないとすれば、これは隊長なりあるいはやらした人なりが不當であるからして、何らかの人事上の処置をしなければならぬ、かように考へております。

○北山委員 私は、法務大臣の予算委員会での答弁についての今の長官の解釈には、どうも納得が行かない。むしろ私どもとしては、法務大臣はそれ際地方の警察官までが自分の部下であるといふような錯覚を抱いておるのではないか。警察法が改正されてしまつたような錯覚を持つてゐるのじゃないかと思ふ。これは法務大臣にお聞きしたいと思ふのです。また予算委員会の答弁の中で、大臣は相當重要なことを言つておられます。今度の警察法の中で、いわゆる管理といふ言葉が出ておりますが、管理といふ言葉の内容につきまして、公安委員会が長官なりある

いは地方の警察隊長なりを管理する、その管理の中には指揮監督は含むかどうかといふことを質問したところが、それは明らかに含んでおるといふことを答弁されておる。長官もそのようにお考えですか、その点をお伺いします。

○斎藤(男)政府委員 管理といふ言葉の中には、指揮監督を含んでおります。法制局もその解釈だと思ひます。その意味でこの言葉を使つた次第であります。

それから日ごろ私の方でやつておるところを見ていただく意味で、私の方の隊長会議などの訓示を、ただいま印刷中でございませうが、ぜひ見ていただきたい。われ／＼としては、いかに民主的な警察をつくり上げるかといふことを一番大事なこととして、あらゆる場合に訓示をいたしておりますので二十三年の警察法の施行以来の隊長会議の訓示すべてを、お目にかけます。

○北山委員 管理といふものが指揮監督を含むといふことになりませうと、この指揮監督が含まれるかどうかといふことは、今までの法律用語の上では非常な大事なんです。なぜ指揮監督と書かないか、管理といふ言葉を使うか。それからもう一つの疑問は、地方の警察本部長は、今度は都道府県の公安委員会の管理のもとにある。一方におきましては、警察庁長官といふものは都道府県警察を指揮監督するところある。もうしますと、地方の警察本部長といふものは、一方におきましては、都道府県公安委員会から指揮監督を含む管理を受け、一方においては警察庁の長官の方から指揮監督を受けるというこ

とになるわけでありませう。そうすると指揮監督を受ける面が二つある。それはどういふふうに通達されるのであるか、非常に私は疑問なんです。その点を明らかにしてもらいたい。

○斎藤(昇)政府委員 管理という言葉の中に包括的に指揮監督が入つておりますことは、法制局も同意見だと申し上げますが、今までの各省の設置法その他によりまして、たいてい外局はその省の大臣の管理に属するというぐあいに、ずつと書いておるわけでありませう。それから府県の警察本部長が、府県の公安委員会の管理を受け、また長官の指揮監督を受ける、この関係のお尋ねでございますが、長官が都道府県の警察の指揮監督を、この法律の権限内においていたしますが、その場合には、都道府県警察を指揮監督すると書いておられて、これは都道府県の公安委員会を通じて指揮監督をする、直接には都道府県の公安委員会が隊長になるわけなんです。その公安委員会の管理のもとに、府県の警察長が動く、こういうことになるわけでありまして、別々に両方から指揮監督を受けるのでなくて、公安委員会という管理機関を通じて、中央の指揮監督を受ける、こういうことでございます。

○北山委員 そのような御説明でありますと、実際の法文とは違ふわけなんです。なぜその説明の通り法文の上に現れておかないか、たとえば地方の都道府県の警察本部長というものの職務を規定するときに、これは都道府県公安委員会の指揮監督を受けるというところは書いてないはずなんです。元はあつた、今度はなくなつた。そこへ、たとい管理という言葉を使つてお

つて、その中には指揮監督を含むといつても、私どもはどうも納得ができません、この点はさらに内容の質疑の際に、大臣のおいでの際に、いろいろ伺ひをしたいと思います。

次にただ一点伺ひます。それは先ほど国警長官は午前中に、警察というものを、政治から中立を守らなければならぬというように申されたいわけでありませう。今度の警察法の改正をいたしますと、内閣総理大臣は警察本部長、警視總監を任命する、それから警察本部長は、また地方の警察官を任命するといふような一本の人事権を持つてしまふ。現在よりも中央の統制が、内閣総理大臣の権限が大きくなるわけなんです。しかも国家公安委員会の委員長は国務大臣、これもまた総理大臣の指揮下にある、こういうふうな権限が中央に集中される。内閣総理大臣といふものは、一体何であるかといふと、今の政党内閣制におきましては、自由党の總裁あるいは何党の總裁といふようなものになるようになっておる。そうすると結局、自由党なら自由党總裁吉田茂君が、その警察権を現在よりもより集中するのである。そういう制度のもとでどうして政治の中立性といふものが保たれるか。現在よりもつと／＼中立性が害されるのじやないか。そういう危険があるのじやないか。かと思ふのですが、その点について政治の中立性を守らなければならぬといふ長官の言葉、それと矛盾するのじやないかと思ひますが、それをお伺ひします。

○斎藤(昇)政府委員 その前にちよつと条文を申し上げておきますと、警察部長は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、とこうなつておつて、いついかなる場合にも必ずその管理に服して、都道府県警察の所属の警察職員を指揮監督するといふわけでありまして、この管理に服さないでやるという場合は、今度の法律では緊急事態の場合以外はないのでございませう。それから、なるほどおつしやいますように、総理大臣が警察本部長あるいは警視總監を任命する、これはフリー・ハンドで任免するのではなくて、国家公安委員会の意見を聞いて任免する、こういうことであつても、それは意見をただ聞き置くだけでもいいじやないか、従つて政党内閣制である総理大臣の意向いかんによつては、どんな長官あるいはどんな警視總監でも任免できはしまいかといふお尋ねであらうと考えます。しかし国家公安委員会に国務大臣が委員長として入られまして、五人の中正な公安委員がおられまして以上は、理由なしに長官の任免、罷免といふものは、実際上行われるものではない、私はこう考へておるのであります。大臣もたび／＼そのことを申しておられますが、これは一方的な議論だといふことにお聞きいただくかも知れませんが、終始公安委員会の管理のもとに長官は仕事をなさるわけでありませう。従つて公安委員会がこういう意見の合わない、公安委員会がこういう長官では困ると思つておられる者を、公安委員会の意見を聞きつばなしで任命をいたしまして、とうていうまく行きて得るものじやない、私はこう思ひます。また意見を聞きつばなしで任命をした、あるいはしようとする場合に、それじやわれ／＼職が務まらぬから辞

職をしますといふことでは、また国会に諮つて任命をしなければならぬといふ大問題が起つて、とてもそのことは行われないのじやないか。大臣がおつしやつておられますように、私も長い間公安委員会のもとで本部長官をいたしておりますが、まさにその通りじやないだらうか、こう考へるのであります。また府県の本部長を、長官が都道府県国家公安委員会の意見を聞いて任免をいたしますが、それにいたしまして、それは長官の任命した都道府県警察本部長は、府県の公安委員会の管理に服しておるわけでありませう。またその本部長が警察署長の異動一つをしようと思つても、都道府県公安委員会の意見を聞かなければ任免ができません。ないわけでありませう。昔のように大臣が警察本部長を、その警察局長が府県の警察本部長を、その警察局長が署長をずつとフリー・ハンドで任免をしておつたのと、非常に違ふと思ひます。また任免自体がそうでありますのみならず、日常の警察行政にいたしましても、県の公安委員、すぐ頭の上には国家公安委員、地方の自分の任命をした隊長に対して連絡あるいは指揮監督しようといふ場合においても、公安委員会を通じてやらなければならぬといふわけでありまして、そういう上と下に公安委員会にはさまれておる長官といたしましては、私はよほど慎重がなければ、何といふか、やれないと思ひます。また慎重があつてやつたといふにしても、すぐ私は地方の公安委員会その他からこういういひどい指揮をして、こういう命令をしておるということが現れて、そういう命令はできるものではない。府県に公安委員

がおられるということだけで、そういう政治的な意図を持つた指揮、表面堂々としたしませんが、ないしよの指揮でも、私はやれないものであると、六箇年の経験から深く信じております。

○北山委員 その点非常に公安委員会といふものを高く評価して、その公安委員会があれば、この制度の改正で、総理大臣の方に権限が集中するように見えても、今の公安委員会によつてブレーキを十分かけ得るのだ、いわゆる法務大臣の言う、公安委員会というものが、この新警察法の民主的理念である、こういうふうなことになるわけなのであります。しかしこの点はさらに私どもは自治警、国警両方について、現在の公安委員会といふものがどのような行政機関で、どのような運営管理といふものを行つておるか、十分この実情についてお聞きしなければ判定を下せない、こう思ふのであります。実は数年前自治警についてもそうでありましたが、たしか公安委員会の規則が何で、警察基本規程といふものをつくつて、その規則が中央から流れて行つた。その基本規程によつてほとんど警察運営の権限が、これはおそらく県の公安委員会も、市町村の公安委員会も警察隊長ないし警察長に、その権限がほとんど委譲されてしまつたのじやないか。基本規程を見たいと思ひますが、おそらくそうなつておるのじやないか。だから日常の警察の運営活動といふようなものは警察官がやつて、公安委員会はとき／＼報告を受ける、お茶飲話をして散会するといふような程度に運営されておるのではないか、そう思ひます。現状でもそうなのであり

ます。この法文の中に指揮監督ができると明記されておる現状においてすら、そうなのであります。もしも管理であるとか、抽象的言葉によつて公安委員会の権限というものが抽象化されるというような新しい警察面におきましては、さらにその危険性は増大するのではないかと思います。人事権はさらに制限される。先ほど斎藤長官が言われたような、この公安委員会によつて警察の中央集権化というものが、政治から中立性が守られるというような言葉は私は信用しがたい。そこで何いしますが、国警においてもあるいは自治警においても、おそらく公安委員会の運営は、基本規程によつてほとんど具体的な日常の仕事は警察官に委譲されておるのではないかと、思うのであります。さらに奇怪なことは、まだ占領当時でございしますが、中央から警察設置条例の準則という案がまわつて行つた。そしてこの案によつてやれ、これはGHQの命令である。もし部分的修正をするには了解をつけてくれ、こういうことを言つて、これが中央から流れて、一定の警察設置条例というものを自治体警察で決定したのであります。ところがこの内容においては、当然市町村なり自治体の条例で定めなければならぬ。警察法にはつきり書いてある事項まで、公安委員会に委譲してしまつたということになっておる。

委員あるいは警察隊長の方の御答弁をお願いいたします。

○斎藤(再)政府委員 確かにお説の通り、公安委員会の管理は個々具体的にそのこまかいことまでは、指揮はいたしておられぬと思ひます。ただ包括的に指揮監督はいたしております。ただ気のついたことは何でも言える、何でも注意される、そして聞かなければいさるべく処置をされるというふうな状態になつておるのであります。たとえば、あとで自治体警察の方から御説明があるかも知れませんが、人事権にしましても、自治体の警察本部長以外の人事につきましても、公安委員会の承認を得なければならぬということになつておりました。事実上はたとえば警察署長より以下あるいは警部以下は、これは隊長に委任をするということとはやつておられるだらうと思ひます。また先ほどお話がありましたが、当時新しい警察が整足いたしましたように、どういふようにこれを運営して行くべきかというので、GHQの方からは公安委員会の指針といふものが、日本では公安委員会制度といふものをまだ運営した経験がないから、公安委員会はこういうふうな意味から東京の警視庁等においてその規程や何かのこまかいところまでGHQの方で見て、大体これを手本としてやつたらよからうと思ひます。そのときの公安委員会の考え方というものは、公安委員会は總括的に管理を指揮監督をするのだけれども、しかし個々の、あつたこの強盗事件を、おれは被害者はあれだと思ふから、あれをつかまえて来いとか、あるいは、鑑識の仕方はそれではないから、こういうやり方でやれとか、そういう専門的な指揮のことじやないの、大きな目から警察としては行き過ぎがないか、あるいはある方面の方の取締りが不十分でないか、人権を侵害するといふようなことがないかという意味のコントロールをやるというものが、本来の建前であるから、従つて警察長あるいは警察官、これは警察の専門家でありますから、時計などについて考えれば時計の修繕工、これが警察官あるいは警察本部長だ、しかし公安委員はその修繕工に対して、この時計のどこをどう直せと直し方を指揮するのはなくて、この時計が狂つてゐるのを直せ、その直し方がおそい、直し方が下手だというように、その包括的な指揮をするという指導であつたと私は思つております。従ひまして公安委員は警察のこまかい技術的なことを何も知らない、浮き上つてゐるというように、一般的に言われる場合が多いのでありますけれども、それはそうではなくて、警察が一堂一派に偏した事例をやつてゐる、あるいは警察官がどうも今の民主警察のあり方に反したようなやり方をやつておる、そういう面では指揮監督をされる、こういう立場にあられると思ふのであります。従ひまして、市会とか府県会あるいは国会等において問題になりますよ、うな事例、これはすべて公安委員とされるべきは最も関心を持たれて、その指揮監督をされる事項であると思ひます。この警察法の改正につきましても、私はかつてのような警察国家になるような、警察権が濫用されるような制度になつては、こ

れはまことに相済まない。少くとも私が政府から方針を授けられてこの法案をつくりましたといひましてもしかし私のそういった法案立案の責任といふものもあるわけでありまして、私が今後警察をしりぞきました際に、あつたときにあんなことをやつたという、あつたことがあつてはならない、これはあらゆる方面から検討して、私の今までの少くとも経験その他から考へて、これならば中央の政治によつて左右されるということもないであらう。また地方の政治によつて警察の末端が左右されるということもないであらう。どんな人が長官になり、どんな人が國務大臣として公安委員長になられましても、この制度の保障がある限りはその心配はなからう。こう私は確信をいたしております。

○近藤参考人 公安委員会の運営の問題でございしますが、ただいまお話がありましたこと、公安委員会の基本規程というものが、かつてGHQの方から示されてこれがつくられておつたのであります。講和条約の発効後、自警の方におきましては逐次これを改正いたしまして、準則の方においては、基本方針の示されておりましたところの運営の具体的なものを改正しておるわけでありまして、実際問題といたしましては、御承知の通り公安委員といふものは、かつて警察に勤めておつたといふような資格のない者がやつておるのであります。同時にまた公安委員は直接毎日警察に出動をいたしまして、たとい自治体におきまして運営並

びに行政の監視をいたしてはおりません、毎日常勤という形ではないのであります。従つてこまかい問題等につきましては、当然それは警察長にわれわれは行政執行方面におきましては一任をいたしておるのであります。しかしながら事少くとも市民の立場から考へまして、民主警察としてのあやまちを犯しておるのではなからうかというふうな問題に対しては、当然これは公安委員会の会合においてわれわれの方から意見を出して、その改むべきものを改めるようにさせておるわけでありまして、

公安委員会の現状から申しますと、自治体側と道府県の公安委員並びに國家公安委員、この三つの公安委員会がありまして、實際面においてそれ／＼事情が違つておるのであります。道府県の方では運営管理のみをやつておるのであります。かりにたとえば人事の問題におきまして、現行法から申しますれば、警察隊長がきよう他の地方に転任の命令が来ておる、初めて警察隊長からこゝにいさつを受けて知るといふような状態でありまして、われ／＼の方としては、その警察長はわれ／＼の委員会においてこれを任命するのであります。かつて私は二十三年に公安委員会制度ができて、初めて公安委員に選任されました。当時、これは参考に申し上げますが、当時県の警察部長が用があるからというお話でお会いしたことがある。その際に横浜市の警察長は、どうだらう、この人間をといふような御相談があつた。私はこの問題に対しては、これは公安委員会が決定するのであつて、警察部長の方からさしずしてやらうと

は、鑑識の仕方はそれではないから、こういうやり方でやれとか、そういう専門的な指揮のことじやないの、大きな目から警察としては行き過ぎがないか、あるいはある方面の方の取締りが不十分でないか、人権を侵害するといふようなことがないかという意味のコントロールをやるというものが、本来の建前であるから、従つて警察長あるいは警察官、これは警察の専門家でありますから、時計などについて考えれば時計の修繕工、これが警察官あるいは警察本部長だ、しかし公安委員はその修繕工に対して、この時計のどこをどう直せと直し方を指揮するのはなくて、この時計が狂つてゐるのを直せ、その直し方がおそい、直し方が下手だというように、その包括的な指揮をするという指導であつたと私は思つております。従ひまして公安委員は警察のこまかい技術的なことを何も知らない、浮き上つてゐるというように、一般的に言われる場合が多いのでありますけれども、それはそうではなくて、警察が一堂一派に偏した事例をやつてゐる、あるいは警察官がどうも今の民主警察のあり方に反したようなやり方をやつておる、そういう面では指揮監督をされる、こういう立場にあられると思ふのであります。従ひまして、市会とか府県会あるいは国会等において問題になりますよ、うな事例、これはすべて公安委員とされるべきは最も関心を持たれて、その指揮監督をされる事項であると思ひます。この警察法の改正につきましても、私はかつてのような警察国家になるような、警察権が濫用されるような制度になつては、こ

れはまことに相済まない。少くとも私が政府から方針を授けられてこの法案をつくりましたといひましてもしかし私のそういった法案立案の責任といふものもあるわけでありまして、私が今後警察をしりぞきました際に、あつたときにあんなことをやつたという、あつたことがあつてはならない、これはあらゆる方面から検討して、私の今までの少くとも経験その他から考へて、これならば中央の政治によつて左右されるということもないであらう。また地方の政治によつて警察の末端が左右されるということもないであらう。どんな人が長官になり、どんな人が國務大臣として公安委員長になられましても、この制度の保障がある限りはその心配はなからう。こう私は確信をいたしております。

○近藤参考人 公安委員会の運営の問題でございしますが、ただいまお話がありましたこと、公安委員会の基本規程というものが、かつてGHQの方から示されてこれがつくられておつたのであります。講和条約の発効後、自警の方におきましては逐次これを改正いたしまして、準則の方においては、基本方針の示されておりましたところの運営の具体的なものを改正しておるわけでありまして、実際問題といたしましては、御承知の通り公安委員といふものは、かつて警察に勤めておつたといふような資格のない者がやつておるのであります。同時にまた公安委員は直接毎日警察に出動をいたしまして、たとい自治体におきまして運営並

いうことは、絶対に以後お断りを申し上げたいということを申し上げて、公安委員会決定をしたのであります。これは当時公安委員会というものはまつたのしろうとで、そういうようなことがあつたから、県の警察部長が好意を持つておやりになつたのであらうとは思いますが、しかしながら、実際上公安委員会がその任免権を持つておることについてのみ、この警察の運営管理というものができると思ふ。これなくして実際上正しい運営管理というものができるとか、警察運営あるいは警察の技術面において、まつたのしろうとであるわれ／＼が——これは皆さんも御想像で御了解を願ひたいと思ひますが、そういうような方法で六年間の経過を経まして、自治体におきましては、今日ではたとえば予算等の面におきまして、自治体公安委員会は理事者側と相当の折衝もいたしまして、なか／＼の苦勞がありますが、非常にうまく現在ではやつております。ただ心配になるような問題もとき／＼あります。たとえば拳銃が暴発したとか、あるいは災いが起つたというような場合においては、その都度警察長の方から公安委員会に報告し、また同時に公安委員会は会を開きまして、その処置等についての対策を相談をいたしたりいたしますが、そういうような点におきましては、かなり日常起つて来る問題でありまして、ことに人事を管理しているというような立場もありますだけに、自治体側としても心配もありますけれども、一応現在のところではうまく行つておると、私も思つておるわけでございませう。

○中井委員長 門司君。

○門司委員 この機会に、大臣に質問をいたします。前提の条件として、齋藤君に事実だけをひとつ、あつたかなかつたかというのを聞いておきたいと思ひますが、一つは、現行警察法の二十条の二の事項が適用された事実があつたかどうかということ。それからもう一つは、現行警察法の第六十一条の二であります。この事項が適用された事実があつたかなかつたか。この二つの問題をまず齋藤君にこの機会に聞いておきたいと思ひます。

それからもう一つ、これは齋藤君に聞くことはなほだ不本意でありまして、実は国家公安委員長がおいでになれば聞くことがいと思ひますが、おいでになつておりませんので、一応聞いておきたいと思ひます。それは公安委員会が政治的中立を完全に守り得た事実があるかどうかということ。もし現行制度の公安委員会が、政治的中立性を守り得なかつた事実があるならば、その事実を示してもらいたい。それからこれは同じように自治体の公安委員の諸君にお聞きするのであります。今横濱の近藤君からちよつとその片鱗があつたのでございしますが、各自自治体警察において、自治体の長から公安委員会に対して、その公安委員会の自主権を侵されるようなことがなかつたかどうか。これは大臣の説明の中にも、そういうことがたくさん書いてありますので、それらの問題を大臣に質問する前に、一応そういう事例があつたかなかつたかということだけを、この機会にお聞きしておきたいと思ひます。

○斎藤(見)政府委員 二十条の二、六十一條の二、これは実際に使つた例はございません。それから国家公安委員会が中立性を守り得たかどうか。私は中立性を侵されてしまつたということ、今まであつたとは思ひません。地方の公安委員会が中央から政治的中立性を侵された、こういうふうに思われたいことがあつたかなかつたか、これは私の方からはわかりませんが、しかし少くとも私の方で見ておりましたところでは、きよな中央から政治的中立性を侵したという例は、過去六箇年間にないと思ひます。それから先ほどの北山委員の御質問にちよつと関連しまして、申し上げておきますが、都道府県の現在の公安委員会は人事権は全然持つておられませんが、運営管理だけということになつておりますけれども、しかし実際の問題といたしまして、都道府県の公安委員会の名において、警察本部長を任免したり、あるいは警察署長や警察官の罷免等をしたことは制度上ないわけでありまして、ありませんが、実際問題として公安委員さんから、あれは困るじやないかと言われてやめさせたという例は、地方にも事実上は相当あります。またわれ／＼の中央と地方との間にあります。府県の公安委員さんに会いますたびに、あなたのところの隊長はどうですか、部長はどうですかと御意見を聞いて、どうもうちの隊長は少し／＼あいが悪い、何とかしてもらいたいということを伺う場合もあります。また非常によくやつてくれている、ぜひ動かさぬようにしてもらいたいという話も伺つておるわけでありませう。一人の公安委員さんだけではいけないので、同じ県の他を公安委員さ

んにもまた聞いてみる。大体意見が一致しておられるという場合には、異動をさせる、あるいはやめさせるということをいたしておるのでございます。また実際の任免の際には、少くとも本部でこうしたいという意見がきまりましたら、最近では事前に公安委員さんにそのことを話をして、こういうわけであつたかえたいと思ふ、あとはこういう人をやりたいと思ふということ、事実上の了解は得ておるわけでありませう。中には今動かしでもらつては困る、あるいはぜひうちへ置いておいてもらいたいということがありまして、他の関係上、こういうわけでありませうからというので、了承を得ておる場合もあるわけでありませう。実際はそういう運営をいたしております。

○近藤(参) 公安委員会が中央から自分の管理いたしております警察行政に対して、侵されたことがあるかどうかという御質問であります。これは私の経験するところによりますと、かつて三、四年前と記憶いたしておりますが、増田さんが官房長官をやつておつた当時に、横濱市に例の鉄道の関係のストが行われたことがありますが、その当時、直接警察長を呼ばれて、ストの取締りが緩慢じやないかという小言を受けたことがありますが、私はこの問題については政府の行き過ぎであると解釈いたしました。当時これに対しては、一応将来もあることであるから、注意を申し上げることがいいのじやないか。われ／＼の方としては、労働争議に対しては検察側とは十分な打合せの上に立つて、かりそめにも争議権を侵すことがあつてはいけない。同時にまた暴力行為に對し

て、われ／＼が緩慢であるようなことがあつてもいけない。もちろん中立を堅持してこれに對しては対処しておる。そういうような場合に、直接当時の官房長官がそういうような態度で出られるということについては、しごく遺憾に感ずるのであります。そういう点で一度御注意を中央に向つてやつたというこの記憶がございませう。これはわれ／＼自警だけでは足りないのです。国家公安委員会におきまして、かつて齋藤長官が増田官房長官によつて首を切られようとした問題があつた。われ／＼はこの問題に對しては警察法規定の違反だということになつて、国家公安委員会はもちろんであります。都道府県公安委員会並びに地方自治体公安委員会が、あつてこの問題に對して反対を強硬にやつたことがあります。これは私は任免権を持たざる、いわゆる政府の大官が、公安委員会の本来の規定を侵そうとするやり方であつたと思ふ。こういうことの記憶もあるのであります。自治体におきまして警察長がその当該公安委員会を侵害する、あるいはまた公安委員会の名譽を失墜するといふようなことがあつたかという御質問がありました。私も、私どもとの関係におきましては、そういうようなことはかつて承つておりません。私も警察長によつて公安委員会の権限を侵されるというようなことがなかつたというところは、いわゆるわれ／＼が任免権を持つておつたというところにあると私も信じております。

○門司委員 どうも警察の中立性を侵したものは政府であるらしいが、その政府が今度警察権を握らうというの

だから、今度は何をするかわからないということになると思う。現行法ですらそういうことが平気でやられるのですから、もし警察の権限が政府に移つて参りますと、これは非常なことになるだろうと思う。それは一応意見として聞いておきます。

次にもう一つ二つ予備的に知識を得ておきたいと思ひますことは、責任の所在が非常に不明確であるから、これを明確にするという御意見であります。が、不明確であつて困りになった事件があるか。もしそういう事件があつたらひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○斎藤(昇)政府委員 責任が不明確であるという意味は二つあると思ひます。一つは一つの治安対象に対して、それが数警察にまたがつてゐるという場合には責任が不明確だといひますが、いわゆる共同責任のものが非常に多い。これがある意味において不明確。それが今度府県一本ということになると、地域的な責任をお互いに負ひ合うということが明確になる。

いま一つの責任の明確の点は、政府の責任ということである。政府の責任といふことになりまふと、大臣がたびたび御答弁申し上げておられますように、法律上は警察については責任が実はない。ただ公安委員を任免する。したるあたりの個々の問題については責任がないといふ点でありまして、たとえば今おつしやいました六十一條の二といふもので指示できる。しかればこの指示に該当する事項がなければ、政府は責任がないのだ、こういうことだろうと思ひます。その点を政府と実際の警察当局との間の息をもう少し通わせ

たらどうであらうかということが、政府の警察法改正の趣旨でございます。

○門司委員 だん／＼問題を聞いて行きますが、もう一つの問題、これは私確証があるわけではありませんが、巷間伝えられるところによりまふと、今度の警察法の改正というのは、大体自由党の行政制度改革特別委員会の立案に基くものであるというやうなことが一応言われておるのではありません。そしてこれには警察行政の当面の責任者と目される国家公安委員会の意見は、あまり入つていないかのように私どもは承つておるのではありませんが、これはいづれ国家公安委員長において願つてお聞きする方がよいと思ひますが、国警本部の斎藤長官などと自由党の行政改革特別委員会との間で、立案されたかのようにわれ／＼伝え聞いておるのですが、このことを斎藤さんはお認めになるかどうか、これをひとつ伺ひたいと思ひます。

○斎藤(昇)政府委員 私はこの制度の改正のもとになりましたものが、自由党の行政改革委員会において審議され、それが党で決定をされて、政府の方にこういう方針をきめたといふことを御通知になつたことは知つております。しかし自由党の行政改革委員会におきまして、どこか意見をどの程度取入れられたか、そしてどこでどうお考えになつたかといふことは、ひとつ当該の自由党の方にお聞きと願ひたいと思ひます。私の方ではいかがであらうかと思つております。

○門司委員 それからもう一つ、この法案の大事な問題となつておるのは共産党対策であります。大体共産党対策がこれの伏線になつておると私は考

る。その共産党対策について、これは公安調査庁との関係はありますが、公安調査庁との関係と同時に、今日までわれ／＼が知る範囲における表面に出て来ております警察活動と共産党との関係は、いわゆる地下に潜行いたして

おります幹部の逮捕の問題が、世間において、一方は警視庁であつたと思ひます。従つてこれをわれ／＼から考へると、共産党対策も非常に重要であらうが、しかし表面的にわれ／＼の知つておる範囲における共産党対策の最も大きな一つの警察行政の中で、長い間懸案になつておつたものは、いづれもこうした自治警において解決がつけられておる。またそれが実際にいづれもやられておる。従つて委員長にお願ひをするのでありますが、ひとつ名古屋の国警隊長を呼んでいただきまして、その間の事情を一応私どもは知りたいたと考へます。これはこの警察法改正の一つの政府側のポイントだと思ひます。従つてこの場合に聞いておきたいことは、公安調査庁との関係でありま

すが、警察と公安調査庁との権限に、これは大臣に聞く方がよいと思ひます。が、現行の制度で何か非常にまずいといふものがあるかはしないかといふことが考へられる。それで事実上共産党対策として置かれておると見てもさしつかえない公安調査庁との関連性を事務当局としての斎藤国警長官としては、この点をひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○斎藤(昇)政府委員 この法案の目的は、大臣も必ずしも共産党対策そのものではない。もちろん国の内外の情勢から現在及び将来の治安といふことも考へて行かなければならない、それもないことではないので、それも一つであるけれども、この目的は占領直後に占領政策として定められた制度をもう一

べん振り返つてみて、そうして日本にふさわしい民主的な保障を得ながら能率のいい警察にしたい、こういう御答弁をしておられるのでありますが、私はその通りだと思つております。また私自身もこの警察法案で共産党対策だけ考へるということでは、これは見当が違つておると思うので、今の政府もさうには考へておりません。それから公安調査庁との関係は、こ

れまた大臣が先般御答弁をしておられました通り、私も大臣の考へにまつたく同感でございます。公安調査庁のやりまふ仕事と、警察のやりまふ仕事と、なるほど若干一部にダブつております点はありますが、しかし非常に違つた面を警察がやるわけでありま

す。連絡をよくするといふことにつきますれば、日常の運営についても考へなければなりませんし、今後さらに連絡をよくする組織上の方法といふことも考へることが適當であらう、かように考へますが、今ただちにこれを廃止してしまつて、一本化してしまうといふことについては、なおよほど慎重に考へる必要があるものであります。そう簡単に片づける問題ではなからうと私どもは考へております。

十八年度、警察に使用する総予算は幾らですか。それからそれに対して平衡交付金はどれだけ来ているか。実際総予算調定額だけは使つてしまふのでし

ようか。いづれにしても、横浜市警としてそういう費用、警察の関係の金が幾らであるか。それは二十八年度分、または二十八年度がわからなければ二十七年でよろしうござい

ます。それからいま一つ、横浜市の人口に対して横浜市警の警察官は一人であれだけの受持をしておるか。

○近藤参考人 お答え申し上げます。昭和二十八年度の横浜市の警察予算は、こまかい数字はここに持つて参りませんので記憶で申し上げますと、約十一億五千万円と記憶いたして

おります。それから平衡交付金の問題であります。これは御承知のように自治庁から警察は何ばという数字をお示しになつて、横浜市に出しておられるのではないのであります。他のいろ／＼なものも含めて平衡交付金を出しておるのであります。さうであるからその平衡交付金内訳が、警察費が、明確に幾らといふことは、私ども理事者なわけではこれはこの機会に御答弁ができません。

それから市警の警察官一人は市民何人に対する割当であるか、その基準であります。これは警察法の改正の當時にきめられましたもので、横浜市では二百名に対する一名でござい

れは調べればわかりますが、一応口頭でお聞きしたい。

○近藤参考人 神奈川県下には市警が現在八つあります。

○門司委員 関連して、今近藤君の御答弁ですが、その人口は昼間人口であるのか確定人口であるのか。これは都市警察にとつて重大でありますし、昼間人口と確定人口と非常に大きな開きを持つておりますので、その点を明確にしておきたいと思ひます。

○近藤参考人 昭和二十三年の国勢調査の人口の基準に基いてやつておるのであります。従つて現在では横浜では百万を突破しておるような状態でありましたが、当時約七十五万ほどじやなかつたかと承知いたしております。そんな事情であります。

○門司委員 昼間人口と目されるものは一体どのくらいあるか。定住人口が百万あれば、大都市の場合はその約倍くらいの昼間人口がなければならぬと考えます。警察の取締りの対象は必ずしも定住人口だけでありません。都市警察の上できわめて重要な要素をなしております昼間人口は、大体推定してどのくらい横浜にあるか、この点もう一度。

○近藤参考人 大体私も推定しておるのは、約三割くらい多いのじやないかと考えております。

○佐藤(親)委員 関連していま一つ。横浜市の場合、公安委員会の一箇年に使う費用はどのくらいになるか。

○近藤参考人 現在のところ昭和二十八年度におきましては二百七十万円の予算であります。

○斎藤(昇)政府委員 先ほど床次委員の御質問に対するお答えを留保してお

りましたことをお答え申し上げます。国家地方警察におきましては、警備関係専従の職員が全国において六千五百八十五名であります。

○灘尾委員長代理 本日はこれにて散会いたします。明日は午後一時から開会いたします。

午後四時十九分散会

頁 段 行
地方行政委員会議録第十五号中正誤

一 三 自天(陳情書)削除

頁 段 行

一 三 自天(陳情書)削除
一 四 一(陳情書)削除